

IV 受託者の個人的地位

新井 誠

1. はじめに

私の報告担当部分は、受託者の個人的地位⁽¹⁾であるが、受託者の個人的地位に基づいて発生する権利義務の中で最も重要と思われるのが、受託者の信託違反行為の責任、費用償還請求権、報酬請求権の3つであるので、本報告では、これらについて現行法の問題点を指摘したうえで、改正試案の構成について述べることにしたい。

2. 信託違反行為の責任

最初に、受託者の信託違反行為の責任を取り上げる。

信託目的に反する受託者の行為、すなわち信託違反行為には、受益者に対する給付義務の不履行と、信託財産自体を侵害する義務違反という2つの態様がある。受益者に対する給付義務の不履行については、受託者が信託財産の機関としてこの債務を履行しない場合には、個人として債務不履行の責任を負い、民法の一般原則（民法415条）に従う。受託者による信託財産自体の侵害の場合には、そのことが原因で信託が終了しない限り、受益者は、現行法27条に基づいて損失の填補または信託財産の復旧を求めることになるが、同条は信託法独特の規定であって、民法の規定に対して特別法の関係に立つものである。ところで、現行法27条の構成には2つの問題点があるように思われる。

第1の問題は、要件と効果との関係は整合的か、ということである。現行法27条の要件は「管理ノ失当」と「信託ノ本旨ニ反スル処分」であり、効果は「損失ノ填補」と「信託財産ノ復旧」であるが、どちらか一方の要件が充足されれば、いずれか1つの効果が発生する、という構成が採用されている。この

ような構成は、信託法起草の初期の段階では、受託者に「管理ノ失当」があった場合には「損失ノ填補」という効果が発生し、受託者が「信託ノ本旨ニ反スル処分」を行なった場合には「信託財産ノ復旧」という効果が発生する、とされていたのが、起草途中の段階で両者が合体させられたことに由来する、とい⁽²⁾われている。しかし、現行法27条は、このような制定経緯にも拘らず、その条文構造上、受託者に「管理ノ失当」があった場合には「損失ノ填補」という効果が発生し、受託者が「信託ノ本旨ニ反スル処分」を行なった場合には「信託財産ノ復旧」という効果が発生する、と解釈しうる余地が依然として残されているのではなからうか。

第2の問題は、「損失ノ填補」と「信託財産ノ復旧」の内容は明確か、ということである。現行法27条が民法上の「損害ノ賠償」という表現に代えて、なぜ「損失ノ填補」という表現を用いたのかについては説が分かれている。インド信託法23条1項、カリフォルニア州民法2238条が make good the loss という表現を用い、damage の語が使われていないことを勘案して、「損害ノ賠償」を避け、「損失ノ填補」を採用した、と解する説⁽³⁾と、「損害ノ賠償」という表現を用いると請求権者に賠償することになるが、現行法27条は、請求権者である受益者、委託者等への賠償を想定しておらず、信託財産への賠償を想定しており、そのような趣旨を表現するために、「損失ノ填補」を採用した、と解する説⁽⁴⁾がある。また、「信託財産ノ復旧」の内容についても説が分かれている⁽⁵⁾。損失がなければ原状回復は認められず、損失があっても原状回復に多額の費用を要する場合には原状回復は認められない、と解する説と、損失がなくても原状回復は認められるし、多額の費用を要する場合であっても原状回復は認められるとして、信託違反行為の責任としては原状回復が原則である、と解する説がある。

これら2つの問題点は、結局、信託違反行為の責任の性質をどのようなもの⁽⁶⁾と考えるのか、という論点に帰着する。信託違反行為の責任に関しては、債務不履行と不法行為が合体した責任である、と解する説⁽⁷⁾、債務不履行でも不法行為でもない信託法固有の責任である、と解する説等があるが、たとえば、債務

不履行と不法行為が合体した責任である、と解する説によれば、信託違反の効果として「損失ノ填補」と「信託財産ノ復旧」とが選択的に並存するのはきわめて論理的であることになり、信託法固有の責任である、と解する説によれば、信託違反の効果としては「信託財産ノ復旧」が原則となる。

改正試案は、カリフォルニア州民法とリステイトメントとを参考にした。カリフォルニア州民法2237条は、自己のためあるいは信託目的以外の目的のために信託財産を使用、処分した場合の原状回復責任を定めており、現実の損害の発生や受託者の主観的要件を問題としていない。日本法でいえば、現行法27条の「信託ノ本旨ニ反スル処分」に該当するものであるが、広い意味での忠実義務違反について定めたものといえる。同法2238条は、具体的に授權されていない方法で、しかし善意で、過失により受益者に損害を与えた場合における損失の填補責任を規定しており、現実の損害の発生および過失を要件としている。リステイトメントの信託違反行為の責任については、201条以下が規定しているが、206条は忠実義務違反の場合を規定しており、また、203条が規定している信託違反によらないで得た利益の返還も忠実義務違反の場合である。他方、208条は、信託違反処分一般について規定している。このように、リステイトメントにおいても、忠実義務違反による場合と信託違反一般による場合とが分けられており、その意味では、カリフォルニア州民法と同一の構成となっている。

カリフォルニア州民法とリステイトメントを検討した結果、改正試案は、信託違反行為を二分して、忠実義務違反の場合と信託違反一般の場合とに分けて規定することにした。まず、忠実義務違反の場合には、過失を要件とせず、現実の損害の発生も問題としない。利益があれば、信託財産に返還させる趣旨であり、不当利得の場合と同様となる。次に、信託違反一般の場合には、過失および現実の損害の発生を要件とし、返還先が信託財産であるときには、効果は損失の填補または信託財産の復旧となる。返還先が受益者であるときには、損害賠償の一般原則による金銭賠償となる。忠実義務違反について規定したのが改正試案27条2項であり、信託違反一般について規定したのが27条1項である。

1項については、現行法の「損失ノ填補」という表現を「損害の賠償」と改めた。また、原状回復を原則とする立場は採らず、金銭賠償と原状回復との選択を認める立場を採るが、原状回復の場合には限定を付けることにした。ドイツ民法251条2項、リステイトメント208条等を参考にして、「相当と認められるときは」という限定を挿入している。「相当と認められるときは」という表現では、誰が相当と認めるのか、という問題があるが、争いになれば裁判所が判断することになり、判例ができて一定の規準ができるようになると思われるので、これを挿入することにした。

2項については、過失を要件とせず、不当利得的に考えられており、不当利得の観点から民法703条を参考にして「利益を返還する」という表現を用いることにした。

3. 費用償還請求権

次に、受託者の費用償還請求権を取り上げたい。

受託者が信託財産の当然負担すべき費用を支弁し、または信託事務処理に際して損害を蒙った場合には、受託者個人は信託財産から費用償還（現行法の用語では補償）を受けることができるが、補償請求権に関する現行法の構成には2つの問題点があるように思われる。

第1の問題は、補償請求権に関する優先権の性質は明確か、ということである。現行法36条1項によれば、受託者は「信託財産ヲ売却シ他ノ権利者ニ先チテ其ノ権利ヲ行フコトヲ得」と定められており、この文言は、受託者の補償請求権が他の権利者の権利に優先する効力のあることを示している。しかし、この優先権の性質については説が分かれている。一種の先取特権と解する説と、⁽⁸⁾特殊な優先権ないし絶対権と解する説がある。⁽⁹⁾一種の先取特権と解する説によれば、この優先権は民法上の共益費用の先取特権と同順位であり、売却は民事執行法の手続によらなければならない。特殊な優先権ないし絶対権と解する説によれば、受託者の補償請求権はいかなる担保権よりも優先し、売却は民事執行法の手続による必要はない。このように、現行法36条1項の優先権の性質に

については議論が分かれており、これを立法的に解決する必要があることは既に以前から指摘されていた。⁽¹⁰⁾

第2の問題は、補償請求権は先ず受益者に対して行使できるのか、ということである。現行法36条2項は、1項が定めている受託者の信託財産に対する優先権の外に、2項において、受益者に対する補償請求権を認めている。ここで問題となるのは、1項と2項との関係であり、1項の権利と2項の権利とはどちらを先に行使してもよいのか、ということである。法文上は特に制限がないので、受託者は任意にどちらから先に補償を受けてもよい、と解するのが通説である。しかし、受託者としては、先ず信託財産に対して補償を請求し、信託財産から十分な補償が受けられない場合にだけ、補充的に受益者に請求できる、と解するのが本条の趣旨に合致するように思われるが、この点も立法的に解決しておく必要があるのではなかろうか。⁽¹¹⁾

改正試案はリステイトメントを参考にしている。リステイトメント244条によれば、受託者は、正当に負担した費用については信託財産から補償を受ける権利を有するが、その権利には lien が付けられている。ここでの lien の内容は、補償を受けるにあたっては、信託財産に金銭があればそれを使用し、金銭がなければ信託財産の売却権限ないし譲渡抵当設定権限が受託者に付与されることを認める security interest と、受託者に補償債権が弁済されるまでは、受益者または後任受託者に信託財産を引き渡すように強制されない留置的効力とから成り立っており、二つの要素を含んでいる。また、リステイトメント249条は、受託者には原則として受益者から補償を受ける権利がない旨を規定している。

改正試案は、リステイトメントのこのような規定を参考にして以下のような構成を採ることとした。

先ず、36条1項は、受託者が「信託財産に関し、又は信託事務の処理によって」支出した費用または負担した債務を信託財産の中から直接支弁する場合と、受託者が一旦固有財産から支出した費用を信託財産に求償する場合とを概念的に区分したうえで、両者を合体して規定し、費用の求償については民法

650条1項にならって「償還」という語を用いることにした。

次に、36条2項は、受託者が費用償還を受けるにあたっての優先権の規定であり、リステイトメント244条が定める lien としての security interest に対応するものであるが、ここでは、優先権の順位および効力を共益費用の先取特権とみなしており、これまでの優先権の性質をめぐる論争に立法的な解決を与え、優先権を民法ないし民事執行法の体系の中に組み入れたものである。

また、36条3項の「信託目的に反する場合」の例としては、信託財産が不動産だけであって、当該不動産がなければ信託目的を達成できないにも拘らず、それを換価しないと償還または債務の支払いができない場合が考えられている。このような場合および費用償還または債務の支払いのために信託財産が不足する場合には、36条の2第1項に基づいて受託者は受益者に対して求償権を行使することができる。受益者に対する求償には、信託財産からの費用償還と概念的に区別する意味で、「補償」の語をあてている。36条の2第1項の要件が充足されたときには受益者に対して補償請求権を行使できる、とする根拠は、信託財産に対する請求と受益者に対する請求とは、経済的見地からすれば、窮極の負担という点では変わりがない、と考えるからである。

さらに、リステイトメント244条が定めている lien としての留置的効力に関する部分は36条の3で規定した。受託者更迭の場合および信託終了の場合には、現行法でも(54条, 64条)留置的効力が認められているが、36条の3は特に収益受益権をカヴァーしようとするものである。現行法54条は「留置スル」という表現を用いているが、36条の3は「引渡を拒む」という表現を用いている。36条の3は、要するに、受託者が受益者から補償を受けるまでは信託財産の引渡を拒むことを内容とした規定であるので、留置権を物権とせず、引渡拒絶権能として構成しているドイツ民法等を参考にして、端的に引渡拒絶権とした。

最後に、36条の4は、「信託財産に関し、又は信託事務を処理するため受託者が受けた損害」の求償については、36条、36条の2および36条の3を準用することによって、費用償還と損害の求償とは同一の性質を有するものであると

考えているが、条文の煩雑化を避けるため、両者を別条文とし、損害の求償には「補償」の語をあてている。現行法36条1項は、受託者が損害の補償を受けることができる場合を自己に過失がなく損害を受けたときだけに限定しているが、36条の4第1項はこの要件をはずし、2項で受託者に過失があった場合には過失相殺を行なったうえで、損害の補償を受けることができる旨を明確にした。

現行法の第2の問題点である、補償請求権は先ず受益者に対して行使できるのか、という点についてであるが、改正試案は、現行法36条のように受託者が信託財産ないし受益者のどちらにでも任意に補償を請求できる、と解釈できるような条文形式を採用せず、信託財産からの費用償還の場合には優先権を付与し、受益者から補償を受けることができる場合を限定することによって、間接的ながら、受託者は先ず信託財産から費用償還を受けることを原則と考えているのである。

4. 報酬請求権

最後に、受託者の報酬請求権を取り上げる。

現行法36条の補償請求権について定められたのと同内容の優先権が報酬請求権についても準用されることを規定しているのが現行法37条である。このような現行法の構成において先ず問題となるのは、特約のある場合にだけ発生する報酬請求権についてまで費用償還に関する優先権がそのまま準用されるのは強過ぎるのではないか、ということである。さらに、現行法37条後段の定める受益者から報酬を受ける場合にも費用償還に関する優先権の適用があるのか、ということも問題となる。これらの問題は、結局、費用償還請求権とはどのような性質を有するのか、両者の優先権は同一のものであるのか、それとも異なるのか、という論点に帰着するが、ここでは特に報酬請求権の優先権について何らかの立法的手当が必要であるように思われる。

改正試案はリスティメントを参考にしている。リスティメント242条は、受託者の報酬請求権についての規定であるが、報酬の有償性を原則としたうえ

で、報酬請求権に一種の留置的効力を付与している。リステイメントにおいては、報酬請求権に留置的効力以外の優先権を認める規定は存在せず、また、受益者から報酬を受ける旨の規定も存在しない。

改正試案は、信託報酬も広義においては、信託財産に関する費用であって、受託者個人の正当な権利を保護する点では費用と報酬とでは変わりはない、と考えたうえで、ここに述べたリステイメントの規定および信託報酬の無償性を原則とした35条等を勘案して、以下のような構成を採った。

37条1項は、受託者が信託財産から報酬を受ける旨の特約がある場合の報酬請求権については、36条の2第1項、第2項および36条の3を準用することによって、受託者が信託財産から報酬を受けることが信託目的に反する場合には受益者に請求できること、報酬請求権にも引渡拒絶権のあることを定めており、その範囲においては、報酬請求権にも一定の保護が与えられることになるが、36条2項の費用償還に関する優先権は報酬請求権には付与されないことを立法的に明らかにしたものである。これは、報酬請求権に留置的効力以外のものを認めないリステイメントになったものである。37条2項は、受託者が受益者から報酬を受ける旨の特約がある場合の報酬請求権については、信託財産の引渡拒絶権だけが付与されることを明らかにしたものである。

- (1) 受託者の個人的地位の意義については、四宮和夫『信託法（増補版）・法律学全集33—II』（有斐閣，昭和54年）131頁参照。
- (2) 山田昭『信託立法過程の研究』（勁草書房，昭和56年）141頁。
- (3) 山田・前掲書112頁。
- (4) 文献に現われたものではなく、信託法研究会の討議過程で主張された見解。
- (5) 学説の概況を示すものとして、田中實「信託法講義(8)」信託114号（昭和53年）79頁以下。
- (6) 四宮和夫「信託法における信託違反受託者の賠償責任の性質」・同『信託の研究』（有斐閣，昭和40年）所収155頁以下，特に175頁以下。
- (7) 田中實＝雨宮孝子「信託違反の性質について」法学研究45巻12号（昭和47年）7頁以下。

- (8) 遊佐慶夫『信託法制評論』(有斐閣, 大正13年) 106頁。
- (9) 四宮・前掲『信託法』140頁。
- (10) 司法省民事局『信託法改正意見類集』(昭和12年) 41頁以下。
- (11) 松本崇『信託法・特別法コンメンタール』(第一法規, 昭和47年) 209頁。
(国学院大学助教授)